

「日本農業情報システム協会」定款

第一章 総則

(名称)

第一条 本協会は、「日本農業情報システム協会」（以下「本協会」という）と称する。
本協会は、権利能力なき社団とする。

(所在地)

第二条 本協会は、千葉県我孫子市青山台2-25-18に置く。

第二章 目的

(目的)

第三条 農業情報システムの利活用を促進し、日本の農業の発展に貢献する。
そのために、農業情報システムの普及・啓発を担う人材を育成する。

- ① 農業者が農業情報システムを選択しやすくする。
- ② 農業者が農業情報システムを利活用しやすくする。
- ③ 多様で個性的な農業情報システムが持続的に提供されるようにする。

(事業)

第四条 本協会は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 農業情報システムに関する人材育成事業
2. 農業情報システムに関する講演会、各種イベントの主催・運営
3. 農業情報システムに関するコンサルティング事業
4. 農業情報システムに関する広報、広告代理事業
5. その他、協会の目的に資する一切の事業

なお剰余金の分配を行わない。

第三章 会員

(会員)

第五条 本協会の会員は、第六条の入会手続きに基づき入会記録を行った団体、企業に所属する者及び、個人を会員とする。

(入会)

第六条 本協会の入会を希望する者は、所定の様式による本協会加入申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

加入条件は、以下の通りとする。

- (1) 本協会の趣旨及び第二条の目的に賛同し、所定の会費を支払っていること。
- (2) 会員として団体名・企業名・個人名が公表されることを了承すること。
- (3) 本協会に主体的に関わり、具体的な取組を前提とすること。
- (4) 会員として本協会に提出した情報は、個人情報を除き、退会後も本協会が活用する可能性があることを了承すること。

(会費)

第七条 会員は本条に定めるところに従い、年会費（以下「会費等」という）を支払わな

なければならない。

2 年会費は前年度中の本協会が定める支払期日までに支払うものとする。

3 会費等の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 正会員A 構成員数1～10名 : 金 10,000円/年(消費税込)
- 正会員B 構成員数11名～200名 : 金 30,000円/年(消費税込)
- 正会員C 構成員数201名以上 : 金100,000円/年(消費税込)

② 賛助会員 金 1,000円/年(消費税込)

賛助会員は、会員総会での議決権を有しない。また、団体名・企業名・個人名を本協会ホームページ等に記載しない。

③ 公益賛助会員 無料

公益賛助会員(自治体・大学等)での参加は理事会での承認を要する。

会員総会での議決権を有しない。

4 初年度の年会費は、本協会が定める支払期日までに支払うものとする。また本協会は入会時期により、任意に初年度の年会費を免除または減額することができる。

5 会費等は本協会の指定する金融機関の口座に振り込む方法その他本協会が指定する方法により支払うものとする。なお振込手数料については会員負担とする。

(変更の届出)

第八条 会員は、その氏名若しくは名称、住所、又は連絡先等について、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨及び変更後の事項を本協会に対して通知するものとする。

2 本協会は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

(契約の地位等の譲渡禁止)

第九条 会員は、本定款から生じる一切の権利及び一切の義務並びに契約上の地位(会員資格の付与を受けた地位を含む)を第三者に譲渡することができない。

(退会)

第十条 本協会から退会を希望する者は「退会届出書」を理事会に提出しなければならない。

(加入登録の取消)

第十一条 理事会は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがある。

- (1) 本協会の趣旨及び目的に明らかに反する行為を行ったと認められる場合
- (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合
- (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合
- (4) その他、理事会によって退会が必要と判断される場合

(反社会的勢力の排除)

第十二条

- (1) 会員、または会員が法人の場合その代表者、役員もしくは実質的に経営を支配している者が、暴力団構成員・準構成員・共生者及びそれに類する者であることが判明した場合も前条と同様とする。
- (2) 会員は、本協会が、前項の該当性判断のために調査を要すると判断した場合、調査対象となる会員は、その調査に協力する義務を負う。
- (3) 会員が、前条の調査に協力しなかった場合、第1項に該当するものと判断される。
- (4) 本協会は、前条及び本条により会員登録を取り消されたことにより当該会員に生じた損害につき、一切の責任を負わない。

第四章 会員総会 (構成)

第十三条 会員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第十四条 会員総会は、正会員の意見を収集し、最終的な意志決定を目的として開催される。

会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 年度計画書
- (5) 会計報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十五条 会員総会は、定時会員総会として毎年度に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十六条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第十七条 会員総会の議長は、理事長が務める。

(議決権)

第十八条 会員総会における議決権は、正会員1組織につき1個とする。

(決議)

第十九条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する会員(正会員、委任状含む)の過半数が出席した場合に成立し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員

の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

第五章 役員等

(役員)

第二十条 本協会には、次の役員を置き、役員で構成される会を理事会とする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 最大5名(内事務局長1名、副事務局長1名)
- (4) 監事 1名

理事は、勤務先や所属先の変更、居住地の変更、健康上の理由により継続が困難な場合、残りの任期について、理事会の承認を得ることで、後任者を指名し、その任を引き継ぐことができる。

(役員を選任)

第二十一条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第二十二条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第二十三条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第二十四条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員として選任された理事または監事の任期は、前任者又は現任者の任期の了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第二十条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その理事又は監事としての権利義務を有する。

(報酬等)

第二十五条 理事又は監事に対して、その職務執行の対価として、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(解任)

第二十六条 理事又は監事は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障の為、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問)

第二十七条 本協会には顧問を置くことができる。

顧問は理事長が委嘱する。

顧問は本協会の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。顧問の任期は、原則1年とする。なお、起算日は役員を選任が議決された定時会員総会開催日の翌日1日とする。ただし、再任を妨げない。

第六章 理事会

(構成)

第二十八条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十九条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4) 事務局員の選定及び解職

(招集)

第三十条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。理事会は、電子メール等により討議に代えることができる。

(決議)

第三十一条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し（委任状を含む）、その過半数をもって行う。

第七章 責任範囲、権利及び個人情報の取扱

(責任範囲)

第三十二条 役員及び事務局は、本定款に定める以外に何らかの責任を負わないものとする。会員間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、役員及び事務局は何ら

かの保証または責任を負わないものとする。

会員の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の責に帰すべき事由により発生いた場合は、会員がその責任において一切を処理するものとする。

(著作権)

第三十三条 会員が、本協会の活動への参加に際し新たに作成した著作物及び従来から有する著作物については、当該会員に帰属するが、当該会員が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員は、これを利用することができる。

会員において共同で本協会の活動に参加するにあたり新たに作成した著作物の著作権は、当該創作者間での共有とするが、当該創作者が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員は、これを利用することができる。

前項に定める著作物中に第三者の著作物が含まれる場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他の会員による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

(知的財産権等)

第三十四条 本協会の運営に際して新たに生じた発明、考察、意匠、アイデア、ノウハウ等(以下「発明等」という)に係る権利(以下「知的財産権等」という)の取扱は、次に定めるとおりとする。

- (1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等をした者に帰属する。他の会員が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。
- (2) 発明等が共同の創作に係る場合は、創作者間での共有とし、その持分その他手続等については共有者間で協議して定めるものとする。

(個人情報の取扱)

第三十五条 事務局及び会員は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法第57号、その後の改正を含む、以下同じ)、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。なお本定款において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項記載の意味を有す。

個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

第八章 事務局

(事務局)

第三十六条 本協会に事務局を設ける。事務局には事務局長、副事務局長、事務局次長を置く。事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第九章 資産及び会計

(事業年度)

第三十七条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第三十八条 この定款は、会員総会で出席正会員(委任状を含む)の3分の2以上の同意

を得なければ変更することができない。この定款に定めるものの他は、必要な事項について理事会が別に定める。

(解散)

第三十九条 本協会は、会員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

附則

この定款は、平成27年4月2日から施行する。